

プレスリリース

平成20年10月23日  
水産庁境港漁業調整事務所

日本海の暫定水域周辺海域での韓国漁船の重点取締について

水産庁は、韓国漁船が日本海の暫定水域（日韓）に隣接した我が国排他的経済水域（EEZ）内に密漁漁具を設置するケースが常態化していることから、韓国漁船の操業が活発化する11月から翌5月まで、違法操業を撲滅するため同海域へ漁業取締船及び航空機を重点的に配備するなど取締体制を強化する。

お問い合わせ先  
水産庁境港漁業調整事務所漁業監督課  
担当者：大久保  
直通 0859-44-3682

※カラー写真の提供可能

(概要)

1 近年、日本海の暫定水域を隠れ蓑として、我が国EEZに密漁漁具を敷設する韓国漁船（パイ篋、刺し網、カニ篋等）については、漁具に浮標を付けず取締船の摘発を逃れたり、レーダーマストを高く改造し、漁業取締船等の接近をいち早く発見し逃走するなど違反の態様が巧妙化している。

2 特に、ズワイガニ狙いの操業が活発化する11月から5月にかけては、刺し網により多量のズワイガニが密漁されるだけでなく、我が国沖合底びき網漁船の網に、韓国漁船の密漁漁具が入るなどの被害も毎年発生していることから、当該期間を、重点取締期間と位置づけ、通常の実施体制に加えて、以下のとおり漁業取締船及び航空機を重点的に密漁漁具設置多発海域へ配備するとともに、海上保安庁とも連携をとりながら取締りを強化する。

○目的

- ・密漁漁具の設置を防止する。
- ・密漁漁具の発見に努め、発見した場合にはこれを押収等する。
- ・密漁漁船を拿捕する。

○取締体制

11月～12月：漁業取締船を最大隻数12隻配備

：航空機による取締りを実施

1月～5月：検討中（隻数等は11月～12月期の状況をみて判断）

4月に官船「白嶺丸（はくれいまる）」の定係港を東京港から境港に変更

(参考)

年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
境港漁業調整事務所による山陰沖における漁具押収件数	3	2	6	13	26	34	33	26	26 (23)	(13)

注) ( ) 内は10月20日現在の数値

